

肺移植希望者（レシピエント）選択基準及び 心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準の変更について

1. これまでの経緯

（1）肺移植における小児優先について

- 心臓、肝臓及び腎臓における現行のレシピエント選択基準では、小児臓器提供者（ドナー）から提供があった際、小児移植希望者（レシピエント）へ優先的にあつせんする（以下「小児優先」という。）こととされているところ、平成30年6月6日に開催された第49回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において、他の臓器に関しても同様の選択基準を導入するかどうか検討すべきではないかとの意見があった。
- これを受け、厚生労働省健康局移植医療対策推進室から肺移植関連学会協議会に対し、小児ドナーから臓器提供があった際のあつせんルールについて検討を行うよう平成30年6月18日付で依頼した。令和元年1月28日、肺移植関連学会協議会から、肺移植における小児優先の導入に関する要望が提出された（参考資料1-7）。
- 令和元年6月17日、肺移植の基準等に関する作業班にて、小児ドナーからの臓器提供があった際の取扱いについて検討された

（2）心肺同時移植における小児優先について

- 肺移植希望者（レシピエント）選択基準における小児優先の検討と並行し、心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準においても、小児優先について肺移植関連学会協議会、心臓移植・心肺同時移植関連学会協議会で検討され、その結果が移植医療対策推進室に報告された（参考資料1-7）。
- 令和元年6月17日、肺移植・心臓移植の基準等に関する作業班にて、心肺同時移植希望者（レシピエント）における、小児ドナーからの臓器提供があった際のレシピエント選択について検討された（参考資料1-5、参考資料1-6）。

2. 作業班での検討結果

- 肺移植の小児優先について、導入することが適当との意見がまとまった。
- 心肺同時移植における小児優先について、導入することが適当との意見がまとまった。

3. 今回の検討事項

- 肺移植希望者（レシピエント）選択基準及び心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準について、作業班での検討結果を踏まえ、以下のように変更することとしてはどうか。

作業班の検討結果を反映した肺移植希望者（レシピエント）選択基準（案）

改正案	現行
<p>2. 優先順位 適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。</p> <p>（1）（略）</p> <p><u>（2）臓器提供者（ドナー）が18歳未満の場合、レシピエント選択時18歳未満である移植希望者（レシピエント）を優先する。</u></p> <p><u>（3）～（7）</u>（略）</p>	<p>2. 優先順位 適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。</p> <p>（1）（略）</p> <p><u>（2）～（6）</u>（略）</p>

作業班の検討結果を反映した心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準（案）

改正案	現行
<p>2. 優先順位 適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。</p> <p>（1）親族（略）</p> <p><u>（2）18歳未満の臓器提供者（ドナー）から心臓及び両肺の提供があった場合であって、以下の①又は②に該当する者がいる場合は、当該者を優先する。ただし、①に該当する者と②に該当する者が同時に存在し、かつ別人である場合は、以下のアからエの順に優先順位を決定する。</u></p> <p><u>① 心臓移植待機リストにおいて最優先となった登録時18歳未満の移植希望者であって、肺移植についても希望する者（当該者の肺移植待機リストの順位は問わない。）。</u></p> <p><u>② 肺移植待機リストにおいて最優先となった選択時18歳未満の移植希望者であって、心臓移植についても希望する者（当該者の心臓移植待機リストの順位は問わ</u></p>	<p>2. 優先順位 適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。</p> <p>（1）親族（略）</p> <p><u>（2）心臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた移植希望者（レシピエント）が心肺同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から心臓及び両肺の提供があった場合には、当該待機者が肺移植待機リストで下位であっても、当該待機者に優先的に心臓及び両肺を同時に配分する。ただし、肺移植待機リストで選択された移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族の場合はこの限りでない。</u></p>

ない。)

ア ABO式血液型の一致 (identical) する者を適合 (compatible) する者より優先する。

イ 心臓移植希望者 (レシピエント) 選択基準における治療等の状況による優先度の高い者を優先する。

ウ 心臓移植希望者 (レシピエント) 選択基準の治療等の状況による優先度 Status 1 の待機期間が長い者を優先する。

エ 登録日からの延べ日数の長い者を優先する。

(3) 18歳未満の臓器提供者 (ドナー) から心臓及び両肺の提供があった場合であって、以下の①又は②に該当する者がいる場合は、当該者を優先する。

① 心臓移植待機リストにおいて最優先となった登録時 18歳未満の移植希望者であって、肺移植を希望しない者。

② 肺移植待機リストにおいて最優先となった選択時 18歳未満の移植希望者であって、心臓移植を希望しない者。

(4) 臓器提供者 (ドナー) から心臓及び両肺の提供があった場合であって、以下の①又は②に該当する者がいる場合は、当該者を優先する。ただし①に該当する者と②に該当する者が同時に存在し、かつ別人である場合は、(2)アからエの順に優先順位を決定する。

① 心臓移植待機リストにおいて最優先となった移植希望者であって、肺移植についても移植を希望する者 (当該者の肺移植待機リストの順位は問わない)。

② 肺移植待機リストにおいて最優先となった移植希望者であって、心臓移植についても移植を希望する者 (当該者の心臓移植待機リストの順位は問わない)。

(3) 肺移植希望者 (レシピエント) 選択基準で選ばれた移植希望者 (レシピエント) が心肺同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者 (ドナー) から心臓及び両肺の提供があった場合には、当該待機者が心臓移植待機リストで下位であっても、当該待機者に優先的に心臓及び両肺を同時に配分する。ただし、心臓移植待機リストで選択された移植希望者 (レシピエント) が優先すべき親族の場合はこの限りでない。

(4) 心臓移植希望者 (レシピエント) 選択基準及び肺移植希望者 (レシピエント) 選択基準で選択された待機者が別人であり、共に心肺同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者から心臓及び両肺の提供があった場合には、① ABO式血液型の一致 (identical) する者を適合 (compatible) する者より優先し、② ①の条件が同一の移植希望者 (レシピエント) が複数存在する場合は、心臓移植希望者 (レシピエント) 選択基準における治療等の状況による優先度の高い者を優先し、③ ①②の条件が同一の移植希望者 (レシピエント) が複数存在する場合には、心臓移植希望者 (レシピエント) 選択基準の治療等の状況による優先度 Status 1 の待機期間が長い者を優先し、④

<p>(5) (略)</p>	<p><u>①～③の条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、登録日からの延べ日数の長い者を優先する。</u></p> <p>(5) (略)</p>
----------------	--